

消防団協力事業所表示 制度について

胆振東部消防組合では、6月1日より「消防団協力事業所表示制度」を開始しました。

「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力により、地域の消防・防災体制がより一層充実されることを目的とした制度であり、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるものです。

消防団協力事業所として認められた事業所は、取得した

表示証を社屋に掲示でき、表示証のマークを自社ホームページなどで広く公表することができま

す。事業所のイメージアップにもつながりますので、是非多くの事業所の皆様の参加をお待ちしています。

対象となる事業所

町内にある会社、各種協力団体、社会福祉法人及び個人事業所など

※消防団協力事業所として認定を受けるには一定の手続きと基準がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ

胆振東部消防組合消防本部

☎ 26 7 1 0 0

消防署安平支署 ☎ 22 2 0 7 4

取り組み、自主的な保安体制を確立しましょう。

問合せ

胆振東部消防組合消防本部

☎ 26 7 1 0 0

消防署安平支署 ☎ 22 2 0 7 4

追分出張所 ☎ 25 2 1 1 9

6月6日(日)～
12日(土)は

危険物安全週間です

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進するため、危険物安全週間が実施されます。

各事業所においては危険物施設の日常点検や安全対策に



| 平成 21 年度安平町情報公開条例に基づく公文書公開状況について (平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日) | |
|--|-----|
| 請求件数 | 6 件 |
| 開示件数 | 6 件 |
| 不開示件数 | 0 件 |
| 公開対象情報件数 | 9 件 |
| 公開対象情報開示件数 | 9 件 |
| 主な内容は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・商品券発行に係る関係書類 ・公営住宅入所者数の把握 (5 件) | |

東胆振地方税徴収対策本部は 悪質な町税の滞納を許しません！！

「東胆振地方税徴収対策本部」は、滞納となった町税を徴収するため、安平町、苫小牧市、白老町、厚真町、むかわ町と苫小牧道税事務所が連携して設置した組織です。

これまで、滞納者の自宅や店舗等を搜索し、現金、軽自動車、バイク、家電製品などを差押え、インターネットを活用した公売を行いました。

町では、東胆振地方税徴収対策本部と連携し、さらに財産の差押え・公売などの滞納処分を強化します。

ご存知ですか？ 「国民年金基金」

国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている60歳未満の方が加入でき、国民年金の上乗せ年金として創設された公的な年金制度です。

詳しくは下記へお問合せください。

問合せ 北海道国民年金基金

☎ 0120 - 65 - 4192



安平町から直送します！ ホンモノの雪ダルマ

雪ダルマは通年お届けいたします。

問い合わせ先・販売元

郵便振込口座番号 02720-2-27677

加入者名 ハヤキタユキダルマカイ

〒059-1501 安平町早来大町 129

(☎ 0145-22-4428)

雪ダルマ A (左)
4,000円 重量3kg
雪ダルマ B (右)
5,000円 重量7kg
※郵送料・消費税込

広告欄